

自衛隊熊本病院診療の一般開放を求める意見書

昭和 32 年に開院した自衛隊熊本病院は、諸般の理由から現在まで自衛隊員とその扶養家族についてのみの診療に限定して実施している。しかしながら、医療の練度維持を図るためには、病院の能力の範囲内において、より多くの患者を診療することが有効であると考えられる。

一方、自衛隊病院には、退職自衛官の在職間の健康診断や治療の膨大な記録が累積されており、退職者の診療に際し、このデータの活用は極めて有効である。

また、自衛隊熊本病院の緊急時の救急医療対応能力については、大規模災害時の緊急医療のための訓練を熊本市などと協力して実施し、災害時の自衛隊員以外の患者の治療について訓練実績を積んでいるところである。なお、さきに実施された「平成 22 年度熊本県国民保護共同実働訓練」においては、自衛隊熊本病院の緊急時の救急医療対応能力が高く評価されている。

一般に診療を開放する自衛隊病院は、全国的には当初少数であったが、近年拡大する傾向にある。最初は、昭和 52 年に専門的な知識と高度な医療技術・設備を有する所沢の防衛医科大学校病院が、地元住民からの強い要望を受け入れ、かつ学生教育にも寄与できるとして、一般への診療開放を開始した。その後、平成 5 年に同様の趣旨から東京三宿の自衛隊中央病院が開放され、平成 11 年以降、横須賀病院、富士病院、福岡病院、札幌病院と診療の一般開放が逐次拡大され、阪神病院では平成 23 年度中の診療開放を目指して手続中である。

自衛隊熊本病院診療の一般開放が実施されれば、退職自衛官とその家族の福利厚生増進はもちろんのこと、病院近傍の住民の急患への対応、災害時における救急救命患者の診療など、広く県民が恩恵を受けるのは明らかである。

よって、国におかれては、退職自衛官等の福利厚生増進を図るとともに、近隣住民の救急対応や災害時における救急救命患者の診療が図られるよう、自衛隊熊本病院診療の一般開放について強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日

熊本県議会 議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
厚生労働大臣	細川律夫様
防衛大臣	北澤俊美様